

SUMIDA TECNET LABO 利用規約

第1条 趣旨

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、SUMIDA TECNET LABO（以下「本施設」といいます）の利用者に対し、本施設の利用にあたり遵守する必要がある規則を定めるものとします。

第2条 利用目的

本施設は、法人、個人事業主、研究者及び大学生等が、ものづくりをはじめとする地域の企業（以下「ものづくり企業等」といいます）の共創を生み、将来的な地域産業の振興に貢献することを目的に利用するものとします。

ただし、ワークショップや工場見学等のイベントにおける一時的な利用や入場を阻むものではありません。

第3条 施設の利用者

施設内において、製品開発支援又は実証実験支援を受けるスタートアップ、工作室を利用するスタートアップ、研究者及び大学生等は、本施設の管理運営を受託する協同組合テクネットすみだ（以下、「受託者」といいます）による面談を受け、利用承認を受けることにより、利用が可能となります。

ただし、ワークショップや工場見学等のイベントにおける一時的な利用や入場については、面談を必要とせず、イベント等への参加の申込及び受付の完了をもって、利用や入場が可能となります。

なお、墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者の施設利用はお断りします。

第4条 施設の利用方法

本施設は、スタートアップとものづくり企業等の共創を生み、将来的な地域産業の振興に貢献することを目的とする、産業共創に意欲のある人材が交流・活動・製作する場として利用することができます。利用にあたっては、事前に受託者の利用承認を受けることとします。

<利用例>

- ・施設の管理運営事業者へのものづくり相談
- ・工作室を利用した作業等
- ・イベント等の各種企画への参加

なお、本施設で行う利用者の活動・製作等の内容について、墨田区職員及び受託者スタッフが必要に応じて調査・確認することがあります。

第5条 禁止事項

- 1 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる行為

- 2 営利目的の利用や政治的・宗教的活動などに利用する行為
- 3 反社会的勢力の活動又はこれを助長するおそれがあると認められる行為
- 4 施設等を損傷するおそれがあると認められる行為
- 5 利用承認等を受けた以外の部屋・施設に立ち入り、又は附属設備及び備品を利用する行為
- 6 その他本施設の管理運営上支障があると認められる行為
- 7 引火物、爆発物その他危険物等を持ち込むこと
- 8 騒音、怒声、暴力行為等の他人に迷惑又は危害を及ぼす行為
- 9 汚物、紙片等を散乱又は投棄し、若しくは施設の安全衛生を損なう行為
- 10 受託者又はロボットの管理・操作等を行う研究者等の許可を得ずに、本施設内に設置されているロボット、ロボットが加工する製品等の撮影を行うこと。
- 11 建物（テクネットすみだ）内の入居事業者の許可を得ずに、本施設が設置されている建物（テクネットすみだ）内の事業所及びその従業員、事業所の製品等の撮影を行うこと
- 12 施設利用者の許可を得ずに、施設利用者、施設利用者が製作する製品等の撮影を行うこと

上記のいずれかに該当するときは、施設の利用を承認しない、又は利用の承認を取り消し、もしくは施設の利用を制限し、あるいは停止することがあります。また、施設又はこれらに付帯する設備・造作等が損傷したときはその補修費を請求することがあります。

第6条 利用者の義務

利用者は、本施設での交流・活動・製作において知り得た非公開の情報を、本施設外の第三者に開示、又は漏洩してはいけません。但し、墨田区又は受託者と利用者の協議により承認を得た場合はこの限りではありません。

利用者は、施設内の設備・機器・工具等の利用にあたっては、受託者の指示に従い、善良なる管理者の注意を持って使用し、取り扱うこととします。

第7条 知的財産の取扱い

本施設での活動における発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号、その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、利用者及び関係機関との協議に基づき取扱いを決定することができます。

第8条 開場日・利用可能時間

月曜日から金曜日の10時～17時（祝日、年末年始の12月29日～1月3日を除く）の間で、事前に受託者の利用承認を受けた時間帯

注1) 各種事業・イベント等の開催中は利用が制限されます。また、このほか、施設管理上の都合等により臨時閉場日を設定する場合があります。

注2) 本施設には、専用の駐輪場・駐車場がございません。利用者及びイベント等参加者のいずれも、公共交通機関で来場いただくか、自転車や車で来場された場合は、近隣の駐輪場・駐車場をご利用ください。

第9条 利用料金

施設開設後当面の間、無料とします。ただし、材料費の実費や試作品・製品の製作費用等は、利用者が負担します。

施設の利用料金は決定後、速やかにお知らせします。

第10条 規約の改定

本施設は、一定の周知期間（1週間）を設けることにより、本規約、関連諸規則の変更を行います。この期間中、本施設内及び受託者のホームページ等で変更事項を提示するものとします。規約等の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

第11条 その他

本規約のほか、施設内の掲示、受託者スタッフからの説明等に従って施設を利用してください。

第12条 免責事項

利用者は、次の各号により利用者が被った損害について、墨田区及び受託者がその責任を負わないことを予め承諾するものとします。

- 1 地震、水害等の天変地異、火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器、その他諸設備機器の不調、破壊、故障、偶発事故等の事由により被った損害
- 2 不測の事故、天災地変及び官公署の命令又は指導等により、施設の利用が不可能な事態が生じた場合、これに付随して利用者に生じる損害
- 3 受託者の故意又は重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等により生じる損害
- 4 施設の電源及び無線LANを利用した際の、パソコン等の不具合若しくはデータの消去又は漏洩等の事態の発生によって利用者に生じる損害
- 5 本施設又はこれらに付帯する設備・造作等の利用に関連して、利用者の責めに帰すべき事由から生じた損害
- 6 利用者が他の利用者または第三者により被った損害
- 7 利用中に生じた利用者の事故、怪我、疾病その他の損害
- 8 本施設又はこれらに付帯する設備・造作等の維持保全のために行う保守点検、修理および改修工事等による損害
- 9 その他の墨田区及び受託者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害